

法務省施設を耐震改修し、大規模地震時の被害を軽減する

【対策】26 法務省施設の防災・減災対策

対策概要：災害時における一般来庁者及び職員等の生命・身体の安全確保のため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。

府省庁名：法務省

【事例】盛岡地方法務局宮古磯鶏法務省職員宿舎の耐震改修等工事

- 実施主体：法務省（盛岡地方法務局）
- 実施場所：岩手県宮古市
- 事業概要：全国508庁の法務省官署施設のうち約43%が現行の耐震基準制定前の建物であり、早期対策が必要であった。現行の耐震基準を満たし、大規模地震による被害を未然に防止するため、庁舎等の耐震補強工事を実施中であり、令和5年度末までに完了予定である。
- 事業費：2,790万円
（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）2,790万円）
- 効果：改修工事の実施により、耐震機能の向上及び建物の長寿命化が図られ、大規模地震時の耐災害性が向上したことにより、建物被害及び人的被害を未然に防止するとともに、災害時に期待される効果として、職員等の生命・身体の安全が確保される。

＜宿舎の外壁の亀裂部分に防水材を充填する作業状況＞

対策前



対策中



＜宿舎に耐震壁を新設する作業状況＞

対策前



対策中

